

第45回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、第45回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募により企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

第45回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務

(2) 業務目的

令和8年11月に大阪府ではじめて開催する「第45回全国豊かな海づくり大会～魚庭（なにな）の海おおさか大会～」(以下「本大会」という。)の円滑な実施に向け、招待者等にかかる「宿泊・輸送等計画」を策定するとともに、大会開催に向けた準備業務を実施することを目的とする。

※全国豊かな海づくり大会について

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて漁業の振興と発展を図ることを目的とし、昭和56年から毎年全国各地で開催されている国民的行事の一つ。

近年の開催状況：第41回（令和4年度） 兵庫県

第42回（令和5年度） 北海道

第43回（令和6年度） 大分県

(3) 業務内容

別添「第45回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 委託上限額

3,590,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の 都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 大阪府内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (10) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条または第 6 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けた者のうち、旅行業法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）第 1 条の 2 に定める第 1 種旅行業務を業務の範囲としている者
- (11) 過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度）に完了した同種又は類似大会において、宿泊・輸送等の受託実績を有する者であること。
- ア 同種大会：天皇皇后両陛下御臨席（行幸啓）の大会
- イ 類似大会：皇族御臨席（行啓又は皇嗣殿下御臨席）の大会
- (12) 本業務に次の要件を満たす総括責任者及び主任担当者を配置できること。
- ア 総括責任者：旅行業務取扱管理者の資格及び宿泊・輸送等業務に係る実務経験を 7 年以上有し、かつ平成 27 年度以降に日本国内で開催された皇族御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者
- イ 主任担当者：宿泊・輸送業務に係る実務経験を 4 年以上有し、かつ平成 27 年度以降に日本国内で開催された皇族御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者
- (13) 応募は単独に限らず共同企業体（ＪＶ）でも可とするが、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加者資格(1)から(8)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者のうち、いずれかが参加資格(9)から(12)を満たしていること。
- エ 共同企業体を構成する事業者が、単独又は他の共同企業体の構成員としてこの公募型プロポーザルに参加することはできない。
- オ 参加資格(12)の総括責任者は、共同企業体を代表する事業者が配置すること。

4 スケジュール（予定含む）

内 容	期 日
プロポーザル募集開始	令和 7 年 5 月 9 日（金）
業務説明会申込締切	令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時
業務説明会開催	令和 7 年 5 月 20 日（火）
質問書の提出締切	令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時
質問に対する回答	令和 7 年 5 月 29 日（木）
参加表明及び資格確認書類提出締切	令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時
参加資格要件審査結果の通知	令和 7 年 6 月 4 日（水）
企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 12 日（木）午後 5 時
審査委員会開催（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 6 月 20 日（金）

審査結果通知	令和7年6月下旬～7月上旬頃
契約締結	令和7年7月上旬頃

5 応募手続き等に関する事項

(1) 募集要項等の配付

募集要項等については、大阪府のホームページに掲載する。

(2) 業務説明会

業務内容や企画提案の手続き等を説明するため説明会を開催する。本公募型プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり業務説明会参加申込書を提出し、説明会へ参加すること。

ア 開催日時

令和7年5月20日（火）

※開催時間については、申込のあったアドレスあてに追って連絡をする。

イ 開催場所

大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎 23階 海区漁業調整委員会室

ウ 申込方法

【「様式1」業務説明会参加申込書】を電子メールで提出すること（提出先：
umitaikai@gbox.pref.osaka.lg.jp）。口頭、電話による申し込みは受け付けない。

※提出する際の電子メールの「件名」は「説明会：宿泊・輸送計画策定等業務」と記入し、送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

エ 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時まで

オ その他

- ・参加者は、募集要項、仕様書、様式を持参すること。
- ・開催場所等に変更があった場合は、申込のあったアドレスあてに連絡をする。

(3) 質問の受付及び回答

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要項等の内容に関して、質問書を提出することができる。

ア 提出書類及び方法

【「様式2」第45回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務に関する質問書】を電子メールで提出すること（提出先：umitaikai@gbox.pref.osaka.lg.jp）。口頭、電話による質問は受け付けない。また、提出する際の電子メールの「件名」は、「質問書：宿泊・輸送計画策定等業務」と記入し、送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

イ 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

いただいた質問とその回答内容は、令和7年5月29日（木）までに大阪府環境農林水産部水産課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o120130/suisan/zen_yutaumitaikai/yusou_itaku.html) に掲載し、個別の回答には応じない。

(4) 参加表明及び参加資格の確認

ア 参加表明

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下表の書類を提出すること。

(ア)提出書類

提出書類	提出部数	様式
プロポーザル参加表明書兼誓約書	1 部	様式 3
暴力団等でない旨の誓約書	1 部	様式 4－1（元請負人用） ※1 様式 4－2（下請負人用） ※1
会社概要 ※既存の資料(会社パンフレット等)に代えることができる。	1 部	様式 5 ※1※3
事業実績（過去 10 年間の実績）	1 部	様式 6 ※2
業務実施体制	1 部	様式 7 ※4
総括責任者及び主任担当の経歴等	1 部	様式 8 ※2
総括責任者及び主任担当者に係る同種または類似大会の実務経験証明書	1 部	様式 9 ※2
＜共同企業体で参加の場合＞ ①共同企業体届出書 ②共同企業体協定書（写し） ③委任状 ④使用印鑑届	1 部 1 部 1 部 1 部	様式 10 様式 11 様式 12 様式 13－1 （※代表構成員が代表取締役の場合） 様式 13－2 （※代表構成員が受任者の場合）

※1 共同企業体にあつては、構成員ごとに 1 部提出すること。

※2 共同企業体にあつては、要件を満たす者の実績等を記載すること。

※3 旅行業法の登録を証明する書類（写し）を提出すること。

※4 総括責任者においては、旅行業務取扱管理者の資格を証明する書類（写し）を添付すること。

また、総括責任者及び主任担当者においては、宿泊・輸送等業務にかかる実務経験年数（総括責任者：7 年以上、主任担当者：4 年以上）がわかる記載をすること。

＜添付書類＞（※共同企業体にあつては、全ての構成員分を提出すること）

提出書類	提出部数	備考
ア 定款又は寄付行為の写し	1 部	原本証明すること
イ ①法人登記簿謄本	1 部	・法人の場合に提出すること ・発行日から 3 カ月以内のもの
②本籍地の市区町村が発行する身分証明書	1 部	・個人の場合に提出すること ・発行日から 3 カ月以内のもの ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明	1 部	・個人の場合に提出すること ・発行日から 3 カ月以内のもの ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録

			がない」ことの証明
ウ	納税証明書 (未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの)	各1部	①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書 ※大阪府内に事業所がない者は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。 ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
エ	財務諸表の写し (1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)	1部	①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書
オ	障害者雇用状況報告書の写し	1部	①公共職業安定所長に障がい者雇用状況の報告義務のある常時雇用労働者の数が40.0人以上の事業主の場合 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常時雇用労働者の数が40.0人以上)に義務化されている「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の写し ・令和6年6月1日現在の状況について記載したもので主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要であるが、到達を確認できる書類を併せて提出すること) ②常用雇用労働者の数が40.0人未満の事業主の場合 ・「障がい者の雇用状況について」(様式14)1部

(イ)提出方法

郵送(書留郵便または配達証明できるものに限る)または持参。

持参の場合は、閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時まで受け付ける。

(ウ)提出期限

令和7年5月30日(金)午後5時まで

(エ)提出先

下記10の「問合せ先・書類提出先」と同じ。

イ 参加資格の確認

提出のあった書類について、実行委員会で参加資格を確認したのち、確認結果を令和7年6月4日(水)までに申込者へ文書(電子メール)で通知する。

(5) 企画提案書の作成及び提出

別添「第45回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務企画提案書等作成要領」のとおり作成し提出すること。

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、大阪府情報公開条例の規定に基づき公開することがある。

- イ 提出された書類は、採用の有無に関わらず返却しない。
- ウ 提出された書類は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。
- エ 契約者以外の企画提案内容については、参加者の承諾なしには利用しない。

(7) 費用負担

本公募型プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

6 審査及び候補者の選定方法

(1) 審査委員会の設置

有識者等で構成される審査委員会を設置する。

(2) 審査の方法

別に定める「第45回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、最優秀提案事業者（及び次点者）を選定する。

(3) 審査結果

ア 審査結果は、令和7年6月下旬～7月上旬頃（詳細な日時は、別途通知する。）までに、全ての参加者に文書（電子メール）で通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府環境農林水産部水産課ホームページにおいて公表する。なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 * 価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 審査委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

7 契約の締結及び契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で協議を行い、契約を締結する。

(2) 採択された提案については採択後に事務局と詳細を協議し、内容や金額について変更が生じる場合がある。

(3) 6により選定された最優秀提案事業者が、正当な理由なく契約しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、6により選定された次点者と契約についての協議・調整を行ったうえで契約を締結する。

(4) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。

(5) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式4）を提出すること。誓約書を提出しないときは、契約を締結しない。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しない。

(7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 本業務と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。

8 失格事由

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とし、提案審査の対象から除外する。

(1) 5(4)及び(5)について、提出期限を過ぎた場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合

(3) 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

(4) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- (5) 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (6) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (8) 公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得に違反した場合
- (9) 本募集要項に違反すると認められる場合

9 その他留意事項

- (1) 応募提案にあたっては、公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得、募集要項、仕様書等を熟読し、遵守すること。
- (2) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いたことにより生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (3) 企画提案書は、1者1提案までとする。
- (4) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 企画提案参加表明書提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

10 問合せ先・書類提出先

第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会事務局

(大阪府 環境農林水産部 水産課内)

担当：後藤、小川

〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎23階）

電話 06-6210-9625

FAX 06-6210-9611

電子メール umitaikai@gbox.pref.osaka.lg.jp